

問題でありますので、この際赤十字社当局の考え方と両方を伺いまして、この点がいまいであるならば、これは法案を修正をいたしましたとしても、どうしても定款としての行き方に対して、監督官庁も、定款であるがゆえにある程度以上の意見は出せないということであれば、法律としてこれは入れなくてはならぬと思っておりますが、この点赤十字社の現当局の御意見いかがですか。

○伊藤参事人 皆さんの御意向を伺いますと、赤十字の奉仕団は、社員の中から選んで、推進団体として組織して行つたらどうかという御意向のようによい、私拝聴しておるのであります。が、原則において、私はその方針でいいと思ひます。ただ、現在の赤十字の奉仕団の中には、たとえば医療関係の学生の奉仕団といったようなものがございまして、そういったような学生奉仕団あたりが、相当保健衛生方面の向上に協力いたしておつてくれますので、これらの学生に年額百円の社費を納めさせることが、学生に対して非常に過重な負担になりはせぬかというように、ことを、実は心配いたしておるのでございまして。根本においては、皆さんの御意向によつてやつて行けるのじやないかと思つておるのでございまして、そういう点、もしできますならば、一応研究の余地を残しておいたらどうかというふうに存じておるわけでありまして。

の考え方としては、法律の上にはつきりしたい、こういう希望を持つております。しかしながら、それが時間的に許されなければ、国会におけるこの法律審議の意図というものは、十分監督官庁も、あなた方もわかつておるので、私どもはいつでも法律修正をするということをお考えの上、今後の運営に當つていただきたいと思ひます。

それから、これも定款作成事項の中でありまして、事業の運営方式に対して、この点も定款にはつきりとしていただきたいと思つております。元来赤十字本来の仕事、たとえば、救護施設の拡充とか、あるいはそれに要する必要品の備蓄というように、これは、どうしても今の段階においては、赤十字に大きく依存しなければならぬ仕事であります。今度赤十字の救護員を養成するための病院施設というように、これは赤十字が病院を開設した当初の時代におきましては、単に救護員の養成をするための病院経営のみならず、山間僻地へ持つて行く、優秀な医療機関というものを、しかも非営利の立場で拡充して行くことが、国民保険衛生の上に大きな貢献をしたというのを私も認めるところであります。現段階におきましては、病院というものが、ほかの病院と同じような患者を入れて治療するということであるならば、赤十字病院が特にそれによつてすぐれたということ、私は、私どもは考えられないのであります。そこで、先ほども申し上げました赤十字本来の仕事というものと、それから事業分置の中で大きなウェイトを占めておりますところの病院経営の問題、それに附属または別個に行われておりますところの社会事業でありまして、社会事業の問題におきましては、本法案の中にも、その意図が盛られているように、一般社会福祉法人と同列の立場においてやる。しかし赤十字が社会福祉事業の面に大きく力を入れて、そうして本来の仕事をとんずるようなことのないように、本来の仕事に重点を置いて、社会福祉事業はこれ以上拡充しないというのを原則として行く。従つて、新しく社会福祉事業を開設するときは、厚生省は特にこれに対して認可事項を加えたというところにあるわけでありまして。従つて、この事業運営の方式につきまして、この三つの区分というものをはつきりとして運営上このことを国会で審議した方向をあくまでも進めようというように進めたいことを希望するのであります。これを踏まえて赤十字当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

か、あるいは救護に関する措置と申しますか、いずれか役員会に諮りまして一定年限にしておきたい、こういうふうに考えております。

○金子委員 救護員の義務ということでありまして。これは以前丸山委員から御指摘があつた問題であります。これもただ無制限に死ぬまでというようになるとなると、研究の上適當な年限なり義務というものを明確に定款の上にうたつていただきたいということをお願いするのであります。その点に對していかがですか。

○金子委員 最後にお伺ひしますが、今度の法案審議にあたりまして、できるだけ民主的な一つの組織の上に立ちたいという観点から、従来指名だとか、あるいはほとんど命令的な立場において役員構成がなされた、天くだりのな役員構成がなされたという点から、今度は二段階におけるいわゆる総会におきまして選任するという形を、この法律はとつておるのであります。が、その際市町村におきまして、果段階におきまして、赤十字自体の事務機能が独立の立場においてまかなえないと、当然市町村ないしは県の自治体の要員に手伝つてもらふなければならぬ。そういうふうな関係上、市町村長や知事そのものが、あなたが赤十字精神に徹底している、熱意を持つておる、だからその人が妥当だということも、むしろそれらの機関が持つ機構というものを利用するといふか、手伝つてもらふために、当然そういう形が便利だということになつて来たと思ひますが、この点は選挙でありますので、長なるがゆえに資格がないということをはつきりしたうことに對して、一つの疑問はあるのであります。が、さればといつてせつかくこういうふうな法律になつたときに、今まで通りの形であるといふことは、そこに何らの新しい感覚も出て来ないというシレンマにこの法律が陥るのであります。その点につきまして、監督の立場にある厚生省は、どういふふうな考え方を持つておりますか。

○安田政府委員 日赤の役員を選任につきましては、この法律中に定めてある事項につきましては、その通りにやらなければならぬと思ひます。私どもも二、三意見はございしますが、私ども法律に定められれば、それによらなければならぬ。

それから支部の問題であります。これはおそろく定款でおきめになるのではないかと思ひます。けれども、たゞいま御心配のような点は、私どももそうならぬことを希望いたします。定款で定められた通りの選出の方法で出て来たものを、私どもが監督権を振りまわしてどういふことについては、疑問があると思ひます。でありますから、そういう点に御心配があらまうなら、これはやはり法律にでもおきめになつておくれと、あとでいろいろ問題が起るおそれとせんで。

○金子委員 その点で安田局長にも一言お尋ねしますが、先ほど申し上げましたように、支部長を知事にすること、分區長を町村長にするとかということ、その長にある人そのものがほしいのではなくて、この人たちの持つ機関というものに仕事をしてもらうことが望むところで、そうなつておる場合が多いのであります。従つて、これは公的な社会事業にいたしましても、その他の事業にいたしましても、直接市町村あるいは県の自治体の行政の本来の仕事以外のことであつても、それは当然社会公共性を持つ重要な仕事である場合には、その職員をもつて一定の職員を協力させるか、あるいは経済的に助成をするかということ、は、ほかの場合は多々やつておるので

○青柳委員 この点は、御存じのように、今回のこの新しい法律制度によりまして、日赤は原則として社員の社費をもつてやつて行くという方針が打立てられるわけでございます。そのほか、病院の収入があります。それは原則でございしますが、しかし、現実の面

て来るのでございまして、それを日赤の赤十字募金に仰ぐということになるのでございまして。従来より考えますと、その点が明白になつて来たと思つたのでありますが、結論として申し上げますのは、結局は日赤が自由に、必要な経費について赤十字募金をきめ得る、こういうことに相なるわけでございます。

なお、この点に関連いたしました、日赤が従前行つておる社会福祉事業につきましては、赤十字募金の方からはもらぬ、それは赤い羽根の方からもらう、こういう原則を打立ててある次第でございます。

○福田(昌)委員 一般の共同募金におきましては、共同募金の目標額なんかを、いろいろ／＼開所においてしほることになつておりますが、日赤の場合におきましては、これをいろいろ／＼審査する機関が、他との関連においてないような気がするのでもございまして。そういたしますと、この目標額というものは、日赤の会計面において、日赤の一存によつて定められる。そうしてそれが厚生大臣に届け出られて募金が始まるということになりますと、他の募金関係に比べて、いかにも日赤側に對しては、非常な自由が許されておるような感じがいたしたのでございまして。従いまして、私も似たしましては、こういうような募金方法に對しましては、必ずしも賛意を表しがたいという気がいたしたのでございまして、將來これに對しましては、ぜひ早急にこの方面の、何と申しますか、募金方法に對するもう少し画然たる規格をつくらせていただきたいということをお願いいたしまして、これ以上はお尋ねいたさないことにいたします。

次にお尋ねいたしたいのは、三十四條の運送及び通信に関する便宜供与という件でございまして、従来日本国有鉄道その他運送業者は、日赤に對して、どの程度の便宜を供与いたしておつたのでございましょうか。

○伊藤參事人 私からお答えいたします。従来日赤の災害救助のために活動する場合には、現在では、ございませぬけれども、運賃の割引をしていただけておつたこともございまして。そのほか救助物資の輸送につきましては、おむね一程度にもよりまして、無賃輸送をしていただいたり、あるいは優先的な輸送をしていただいたり、あるいは旅客列車に臨時に貨物列車をつけてくれたり、そういった面でも、御便宜をはかつていただいております。

○福田(昌)委員 従来でも、それほど御便宜を与えていただけておつたのでございまして、それなのに、さらに三十四條にこういうことをはつきりお書きになるということになりますと、現在以上の便宜の供与を要求していらつしやるのでございまして、それとも現状通りの程度で結構かどうか、日赤は考へておられましようか。

○伊藤參事人 日赤といつたしましては、国鉄に對しましては、従来の与えられた便宜に、心から感謝しております。それ以上のことは、別段要求しておるわけでもございませぬ。それから、この法律には、その他の輸送業者が入つております。そういう方面に對しては、できるだけの便宜を与えていただきたい、こういうふうな気持ちでございまして。

○高橋(等)委員 ちよつと関連して、

ただいまの点を提案者に、一応疑問を解かすために私も伺いたしたので、便宜を供与するというのは、運賃割引まで含んでお考えになつておるかどうか。この点については、それぞの方面に、それであるとすれば連絡が十分についておるかどうか、この点をはつきりさせておいていただきたいと思います。

○青柳委員 ただいま御指摘の点につきまして、運輸省当局からも意見がございまして、ただいまのところ、運賃の割引については考へておりません。

○福田(昌)委員 そういたしますと、日赤の伊藤副会長のただいまの御答弁と、多少ずれがあるような気がいたしますのであります。運賃の点とか、旅客列車に貨物列車をつけたらするというような点、あるいは無賃乗車が許されたような点があるという従来の例からいたしまして、青柳さんの御答弁と、少しずれがあるような感じがいたすのであります。その点の運輸省との話合いは、全然なされておらないのですか。

○伊藤參事人 ただいまお話の点は、おそろく看護婦の災害救助に活動する場合の輸送上の問題だと思ひますが、この点につきましては、ただいまこの法律で要求するというふうな気持は、私も持っております。

○福田(昌)委員 それから第二項の「郵政大臣」云々のところでございまして、通信関係におきます日赤への便宜供与の点、これは従来、どういふ形においてなされておりましたか。

○伊藤參事人 災害時においては、電話の方でいいますと、非常通話で、非

常に早く便宜を与えていただいております。それから電報も、非常電報と申しましたか、そういった面でも、非常に迅速な取扱ひを受けております。そういうふうなお取扱ひをこれからもお願いしたいと思ひます。

○青柳委員 ただいま私答弁をいたしました点につきましては、誤解のないように申し上げておきたいと思ひます。この提案せられております日本赤十字法の三十四條の一項につきましては、ただいまお答えいたしましたように、運賃の割引については規定ではない。それはこれに規定することではない。それと、ただ、国有鉄道運賃法というものが、ほかにあるのでございまして。この運賃法の第八條によりまして「全体として日本国有鉄道の総収入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の輕微な変更は、日本国有鉄道がこれを行うことができる。」という規定があるのであります。運賃の割引などにつきましてはこの規定で、日本赤十字法案の三十四條ではその適用がない、こういう意味でございまして、その点は誤解のないようにお願いいたします。この点につきましては、運輸省の当局と連絡済みでございます。

○福田(昌)委員 私もわかつておるのですが、その点は、国鉄側とはつきり約束ができておるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○青柳委員 その点につきましては、運輸省当局と私も、はつきりと約束しております。

○高橋(等)委員 提案者のお言葉はわかるのですが、その運賃の割引等については、別途交渉すべきものであつ

て、運輸省としての立場から、今の鉄道運賃の割引の規定によつて割引をすべきかどうかは別途決定すべきものだ、こういうふうに御説明になつたと了解してよろしうございましょうか。

○青柳委員 そのとき／＼の場合によりまして、ただいま申し上げました国有鉄道の運賃法によつて、この輕減を實行するわけでございます。日本赤十字法の三十四條は、運賃の輕減については触れておりません、優先取扱ひについて触れておるのであります。こういうふうな解釈するように相なつております。

○福田(昌)委員 この三十四條の規定は、従来通りで結構でございます。その御意思で、日赤側はお考えなんのでございまして、その点お伺いしておきたいと思ひます。

○伊藤參事人 より以上の便宜をはかつていただければ、非常に仕合せでございますが、私も、従来も非常に親切な取扱ひをしていただけておるのであります。ただ係員その他の方が、ときどきおかわりになるようなことがございまして、これが法律の上になつておられますので、これが法律の上になつて業務の運営に仕合せすること存じております。

○福田(昌)委員 よくわかるのでございまして、ただ私考へますのは、この條文は、國際赤十字の加盟國といたしまして、各國に、ずつと横文字にして、ある程度お示しになるのじやないかと思ひます。そういたしますと、三十四條にこういうような規定をはつきり書かれる以上、このまゝ読みますと、日本の国有鉄道、あるいは運送機関、通信機関は、従来日赤の業務に對

して、あまり協力していなかったのじやないか、そういうことを考える人もないと思ひますが、あるかもしれません。そういう疑問を持たれることは、国際法あまりよろしくないのじやないかと思ひますから、横文字にするときには、そういう註をつけてやつていただきたいということをお願いいたします。

それから希望として申しますが、日赤の役員の出発方法が、條文では民主的になつたような感じがいたしますが、しかし底に伏在しているものは封建的で、従来の情性で押し切られることが非常に強いような感じがいたします。日赤の支部長というようなものをきめていた場合におきましては、從來からなされておりました知事をもつて支部長にするというようなことは、むしろ厳に避けた方がいではないかと私も考へております。先ほどの青柳委員の御答弁によりまして、知事自身が民選であり、地方自治体が自主的に運営するからよいではないかというのでありますが、私も、其態がお言葉の通りであるというようには、受取るわけに行かないのであります。他の法人団体におきまして、支部長は府県知事を避けるということが、近ごろだん／＼始まつております。日赤におきまして、定款におきましてそういうことをおきめいただくのが、民主的な運営ではないかと考へている次第であります。

それからもう一つ、これは委員長にお願ひしておきたいのですが、日赤の定款をおつくりになりましたら——これは厚生委員会と関係のないことになりまして、定款の内容のこまかなことまで、われ／＼とやかく言うことはできないのであります。ただ日赤を國際的に、また日本の国内的な運営におきまして、民主的にあらしめるために、定款の内容を、一応厚生委員会に御報告だけしていただきたいと思ひます。その点委員長として御取上げ願ひたいと思ひます。

○大石委員長 よくわかりました。御趣旨の通りとはからいます。

○金子委員 ちよつと、もう一点だけお伺ひいたします。修正案が出る前に、時間の経済上、赤十字の方にお聞きしたいことは、寄付行為を、当分の間という形で附則に入れるような案が出ておりますが、そういうふうになつた場合に、かりに金費を百円とつたといひまして、これを再出給して赤十字を拡充したときに、一体どのくらいたつたら、寄付金というものに依存しないで行けるかという問題ですが、見通しはどうですか。

○伊藤参事人 これは社員の年賦金を三十円から百円にしますことによつて、社員の減る部面もございまして、そういうた面の影響を、ちよつと私ここでわかに判定しかねるのでございまして、すけれども……

○金子委員 そうしますと、当分ということを附則に入れまして、これは相當期間寄付金に仰がなければならぬといふことに、結論がなると思ひます。さで、そうになりましたときに、本来ならば、赤十字の寄付といふものは監督官庁である厚生省が、その便益の内容、方法等すべて検閲いたしまして許可制度にすることがよろしい。また小委員会における審議も、そ

ういう方向でやつたのであります。但し、現段階におきまして、ほかの募金あるいは寄付行為は届出で済む。例外として、道府県において許可制を條例で定めていただけでありますので、この点厚生省といたしまして、今後の運営におきまして、この法律の内容にありまして社会福祉事業に對しては、ほかの社会福祉事業と同列の立場において共同募金の分配をもちうの。従つて、日赤自体募金対象にはならないという点。それからまた、日赤の運営を、漫然とした一つの歴大な方向でなく、日赤本来の仕事そのものに重点を置いて行き、この法の精神を十分考へて行なひまして、現段階においては、やむを得ず届出ということになつておりますが、この点監督官庁は十分注意して、監督行政に當つていたきたいと思ひますが、安田局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○安田政府委員 寄付金募集が、当分の間ということを書いてございまして、これは文字通り当分の間で、私も法律で定められましたが、忠実にこれを行ななければならぬと思ひますが、なるべく早い機会に、そういうふうになるように努力いたしたいと思ひます。

○巨委委員 本案は議員提案でもあり、かつまた、事前に小委員会を開いて十分話し合ひをした結果、本委員会におきまして、各党の立場から、あるいは各委員の立場から、本案に對する相當つづ込んだ質疑が行われたのであります。従ひまして私は、もう質疑は十分完了したものと認めますので、この際質疑を打ち切ります。ただちに討論、採決に入られんことを希望するのであ

ります。そういう動議を提出いたします。

○大石委員長 ただいま巨委委員から、本案に對して質疑打ち切りの動議が提出されましたが、本案の質疑を打ち切ることに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本案の質疑は打ち切ることに決しました。次に、本案に對する修正案提出の発言を求められておりますので、これを許可いたします。中川委員。

日本赤十字社法案に對する修正案

日本赤十字社法案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十七條」を「第三十五條」に、「第三十八條」を「第三十六條」に、「第四十二條」を「第三十九條」に、「第四十三條」を「第四十條」に、「第四十四條」を「第四十一條」に改める。

第三十六條及び第三十七條を削り、第三十八條を第三十六條とし、以下第四十一條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第四十二條を削り、第四十三條及び第四十四條を次のように改める。

第四十條 日本赤十字社の役員又は職員が第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一万円以下の罰金に処する。

第四十五條を第四十一條とする。

附則第一項中「第八項」を「第十六項」に、「第十八項」を「第二十六項」に、「第十九項」を「第二十七項」に改める。

附則第六項中「附則第七項」を「附則第七項から附則第十五項まで」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、この項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第八項を附則第十六項とし、以下順次八項ずつ繰り下げる。

附則第七項の次に次の八項を加える。

（定期の寄附金募集）

8 旧法人は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務（第三十五條第一項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

9 前項の規定により寄附金を募集するには、当分の間、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならぬ。

10 旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

（臨時の寄附金募集）

11 旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基き、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生大臣の定めるところに従ひ、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県

項）に改める。

附則第六項中「附則第七項」を「附則第七項から附則第十五項まで」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、この項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第八項を附則第十六項とし、以下順次八項ずつ繰り下げる。

附則第七項の次に次の八項を加える。

（定期の寄附金募集）

8 旧法人は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務（第三十五條第一項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

9 前項の規定により寄附金を募集するには、当分の間、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならぬ。

10 旧法人は、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

（臨時の寄附金募集）

区域にわたるときは、厚生大臣に
に対し、募集の期間、地域及び方
法並びに寄附金の使途を明らかに
した書面を提出して、その許可を
受けなければならない。

12 前項の許可には、募集の期間、
寄附金の使途及び寄附金によつて
取得する財産の処分につき条件を
附することが出来る。

13 旧法人は、附則第十一項の規定
による寄附金の募集を終了したと
きは、寄附金の募集の許可を受け
た行政庁に対し、募集の結果を報
告しなければならない。

(罰則)
14 左の場合においては、その違反
行為をした旧法人の役員又は職員
を六箇月以下の懲役又は五万円以
下の罰金に処する。

一 附則第十一項の許可を受けな
い、又は附則第十二項の許可
の条件に違反して寄附金を募集
したとき。

二 附則第十二項の許可の条件に
違反して、寄附金を使用し、又
はこれによつて取得した財産を
処分したとき。

15 左の場合においては、その違反
行為をした旧法人の役員又は職員
を一万円以下の罰金に処する。

一 附則第九項の規定による届出
又は附則第十項の規定による公
告を怠つたとき。

○中川委員 たいだいままで、不肖中川
俊思を初め委員各位におかれては、非
常に熱心に討議をされまして、ただい
ま質疑が終了したようになりまし
たが、すでに皆さん方のお手元にお配り
をいたしてあります修正案について、
詳細は省きますが、概略説明を申し上
げたいと思つております。

○大石委員長 たいだいまの修正案につ
いて、御発言はありませんか。

○岡(寛)委員 「当分の間」ですが、当
分の間というのは、要するに会員の会
費でまかなえるまでの当分の間という
ことですが、ここに日赤の副社長も来
ておられますが、大体あなたの方の方
で、どの程度に考えておられますか。

○伊藤参考人 先ほど申し上げまし
たように、この方針をやつて行きます
れば、一、二年の経緯を経ますと、は
つきりした見通しがつくと思つてお
るんですが、初めて乗り出す場合
に、ここで何年くらいでやるといふよ
うな確信も、私はちよつと持ちかねて
おります。

○大石委員長 他に発言もないよう
でありますから、これより日本赤十字
社法案及び日本赤十字社法に対する修
正案を、一括して討論に付します。通
告順により、これを許します。刈田ア
サノ君。

○刈田委員 日本赤十字社法案に対し
まして、日本共産党は反対の意向を持
つております。

国際赤十字の主要な任務は、国
人種、宗教、政治的見解の別なく、公
平無私に人類の苦痛を救うことである
といふことが、明文に書かれておるの
であります。こういう條約義務を遂行
するために、中立を重んじ、日本赤十
字社の定款にも、特に自分の国に對す
る自主性を強調しておるのでありま
す。ところが、組織的には、總裁に皇
后を置き、社長に元皇族を置き、各府
県の支部長には府県知事を充てるとい
うような方法で、国と政治に強く結び
ついておるのであります。これでは、
國を越えた中立的な行動は、とれるは
ずがないのであります。朝鮮の動乱

に對しまして、一方的に國連側を支持
していたことにつきまして、日赤は、
北朝鮮には支援の方法がなかつたと弁
解しておりますし、去るメーデーの事件
には、人民広場に数百名の死傷者を出
した際に、一人の救護隊も出さなかつ
たことに對しまして、同じように知
らなかつたと弁明しておるのであり
ますが、これはまづたく言葉の上の弁
解にすぎなく、アメリカ帝國主義の手先
にすぎない。東京都知事を支部長とし
ておる日本赤十字が、このような一
方的な行動しかとり得ないのは当然な
のであります。このたびの立法につきま
して、この根本的な改革を主張し
ましたのであります。まづたくいれ
られるところとならないのでありま
す。

また国際赤十字の人道博愛の精神が
らえば、今赤十字が全力をあげて努
力しなければならぬことは、戦争の
危機を防止することであり、各国間の
平和の條件をつくり出すことであら
ねばならないのであります。これは国
際赤十字社の規約にうたつてあるので
あります。ところが、一千三百万人の
社員組織を持つておる日本赤十字が、
どれだけの戦争反対、平和を守る国民
運動を推進しておるかといふと、私
たちはまづたくその事実を知らないの
であります。知つておるのは、逆に朝鮮
の戦争に對しまして南朝鮮側を支援し、
二十六年度中に百名に近い看護婦を
連軍病院に派遣し、血液を送り、また
全国の学校の児童を動員して、南朝鮮
の罹災者に慰問品、慰問文を送ると
いう運動なんでありまして、朝鮮にお
けるアメリカの干渉、侵略の手伝いをして
おる以外の何ものでもない、私
どもはこう考えるのであります。

かつ、現在、日赤の年間四十億を越
える膨大な収支の主要な部分は、日本
赤十字病院に關連する経費でありま
す。ところが、日赤病院たるや、今日
国民大衆、わけて生活困難にして苦し
い者のための病院ではなくて、逆に終
戦後も、なお皇族、華族、元皇族等、
一部の特權階級のために広い便益を提
供する病院であり、日赤看護婦の養成
所では、戦前と同じように、昭憲皇太
后が定めたという制服制帽を常用し、
胸に階級章をつけ、元の監督官庁であ
つた陸海軍の忠君愛國精神で凝り固
まつた幹部が、そのまま若い看護婦の訓
練をしておるのであります。こういう
ような封建的な軍國的精神を根本的
に改革する処置が、今度の新しい日赤
法案では、全然問題にされなかつた。
こういう点も、私どもの反対する大
きな原因と考えます。

日本赤十字社の会計につきまして
は、世上に多くの疑惑が生れておるの
であります。日本赤十字社の実権を持
つておる監事には、元宮内省、内務
省、従つて今の厚生省の高官、それ
らの一部の人たちにのみまして運営が
壟斷されておることは、周知の事実で
あります。また全国一千三百万の社員
の社費と、年々年額の募金をもちまし
て成り立つておる会計が、社員にも、
また監督官庁にも明瞭に報告されるこ
となく、これらのために、多くの不正
事件が世上に喧伝されておることも、
また皆さん御存じの通りであります。
また監督官庁である厚生省と日本赤十
字社の幹部の間にも、まことに不透明
が存在しておるということも、まだこ
の委員会においても、はつきりした解

以上のような事態を持つ日本赤十字社が、今回吉田政府の再軍備体制に応じまして、民間組織から特殊法人組織にかわり、戦前と同じように、国と密接に結びついて、国や地方公共団体から補助金を受け、税金とかわらないような募金を、年に一回だけでなくて、臨時にも行うような権利を持ち、日赤のための一切の催しものは全部無税となつて、育英、慈善の花籃を国から受ける

ることになるのであります。そうして、これが軍國的な、封建的な古い日赤精神と結びついて、吉田政府の向米一辺倒の再軍備に応じて、千三百万の社員や四百万の日赤奉仕団という、国防婦人会と同じような組織を通じて、物心両面の運動をすることになるのでありますから、国民生活の中にがらにがらに戦時態勢を固めることになるのであります。これは国を越え、また思想を越え、広く人道を行うという赤十字精神にも、まったくともるものでありますし、日本国民大衆の立場から申しまして、まったく害あつて益のないものといわなければならぬと思うのであります。

私ども日本共産党は、こういう立場から、今回の日本赤十字社法案に対しまして、強く反対の意見を主張いたします。

○岡(良)委員　日本赤十字社法案については、私どもの方では堤ツルヨ委員が、当初から熱心に小委員会あるいは本委員会を通じて、いろいろ意見を表明し、また私どもの要認等を重ねておられますので、この点につきましては、私どもは堤ツルヨ君が明日出席せ

られるのを待つて、この法案がその熱心さに報ゆるがごとき形で通過されることが妥当ではなからうかと、実は思つておつたのであります。が、遺憾ながら出席することができなかつたので、この際は、この法案には賛成をいたしますが、幸い日赤の幹部の諸君もおられますので、この機会に二、三点要望をいたしておきたいと思つたのであります。

それは、この日本赤十字社が、日本の國に初めて創設されましたのは、世界において赤十字運動が始まつたような行きがかりとは、多少違つた形に於いて、その機構の人的構成等においても、きわめて形式的なものがあつて、そのまゝにそれが今日までに至つておつた。その間において、やはり相當な宿弊が存置し、また宿弊がつのつておつたことは、これは当然のことと思つたのであります。こゝういふ切りかえにあたりましては、当然、従来の日本赤十字社の内部に、もしそういうものがあつたとするならば、そういうものを大きく切りかえて、真に新しいこの法案にのつとるところの赤十字社としてのあり方を、責任を持つてやつていただきたいということが、第一の希望であります。

第二点といしましては、先ほど新田委員も御指摘になりましたが、昨年の三月にジュネーヴで、國際委員長のルーガー氏に合ひまして、そのときのルーガー氏の意見では、万国赤十字社という形において、同盟その他バルカンの共產國の諸國にも、これに加入方を求めるために、はるゞ数字にわたつてモスクワに出張して要請をして

おるが、その同意が得られないということ、きわめて遺憾に思う旨を言つておられたのであります。しかしながら、赤十字社は、本来のあり方といいたしましては、当然やはり民族を越え、国を越え、また人種を越えたい高い人道主義の運動として発足したことは申し上げるまでもないのであります。かかる点から、別に向米一辺倒でもなく、向ソ一辺倒でもない、真に高い人道を守るという、あるいは人権を擁護するといふ大きな旗じるしの上に、この運動が進められねばならないのであります。この法案を通じての機構の切りかえ、運営の切りかえを通じて、どうかそういう意味において、すでにジュネーヴの本部においても、かかる点においてまだ十分な手が尽されておられません。今後この法案と同時に、法律の根拠に基いたところの日本赤十字社は、この世界の大きな平和に寄与する団体としてのあり方というものを十分に銘記せられまして、今後の運動、運営等についても、十分な御考慮を煩わしたい。

次は、朝鮮の問題であります。朝鮮の動乱も、休戦協定が今停頓しておりますので、その帰趨はわかりませんが、われわれは、赤十字こそ、もしこの動乱の停戦がうまく結束する

ならば、当然最も大きな仕事とした
まして、動乱以後における復興におい
て、人直主義の立場から、国境を越え
た形における重大な協力——われ／＼
国家としても、長い文化的な交誼のあ
る日本の立場からも、重要な義務を感
ずるものであります(が特に赤十字と
いたしましては、こういう点において
積極的に、しかも果敢なる御努力をせ

ひにお願いをいたしたい。今赤十字が、当分の間白い羽根の募金をされると申しますが、こういうものも、やはり国民に広くアツピールされて、新しく日本と朝鮮との人間の結合を生み出すための、協力のための資金というふうな形において活用されるならば、一つのポケットから赤い羽根、緑の羽根、白い羽根としてこれが取出されることも、これを国民は決していままな

いと思いますので、もし朝鮮動乱が平和的な終熄を見るという段階になりましたならば、ぜひとも赤十字の対外的な最も大きな課題として、この問題のために全力をあげていただくことを、この機会に要望いたしますのであります。

以上要望を申し述べまして、本法案に賛成をいたす次第であります。

○大石委員長 福田昌子君。
○福田(昌)委員長 私どももいたしましては、本法案に対して、原則的に賛成いたします。但し、法案の内容につきましては、多少の希望と条件をお願いします。願いたいのでございます。

と申しますのは、ただいまも話が出ておりましたように、日本に赤十字が誕生いたしましたその沿革をたずねてみますと、日本国民の人道主義によつて生れたものではございませう、多分

に他國の形式をまねまして、それによつて日本の赤十字社が生れたというよ
うな、形式が先に参りました従来の経
過からいたしまして、今度新しくでき
まする日本赤十字社なるものが、どう
か従来の古いからから脱出することが
できないで、形式的なものに終始する
ことがないよう、嚴に戒めていただき
たいと思うのであります。その意味に

おきまして、これからお考えになられるでありまして、この日赤の定款に對しまして、きわめて民主的な定款の内容といふものを、十分御検討いただきたい。さらにまたその運営におきまして、民主的な運営をなさるよう、心から要望いたす次第であります。こういう國際的な関連の深い機構におきましては、いろいろな観点から、世界の各国が日本の赤十字社を通じて、その裏にあるところの日本の民主化といふものに對しまして、絶えざる関心を持つと思つてございます。そういう意味におきまして、いわば日本の民主化の一つのパロメーターともいふべき、この日赤の法案に付随いたしまする定款といふもの、運営といふものは、十分検討の上にも検討を重ねまして、非民主的な、封建的な姿にな

を、強くお願いする次第であります。それから、救護員の養成の件であります。救護員の養成という点に對しましては、賛意を表するものであります。が、

た。だがこの問題が、今日の複雑な世界情勢の中におきまして、とかく冷たい、あるいは熱い戦争が起りはしないかと、あるいは熱い戦争の懸念のさ中におきまして、これが一つの軍備要員である

とがないうちに形において察見されたと
というより、な形において察見されたと
とがないうちに、この点も十分御警戒
と御檢討をお願い申し上げたい点でも
ります。

それから、会計の内容でございます
が、日赤の会計面におきましては、従
来とかくよろしからぬ風評も立つてお
りまして、私どもは一概にそれを信じ
ているというわけではございません。

が、そういうような風評を世間に立てられるという自体は、日赤にとりまして、必ずしも名譽なことではございせんから、今後はそういうことが再び国民の口に上らないようにするためにも、ひとしお日赤の予算會計面におきまして間違ひのない、公明正大な処置と監督と、またとりはからいをお願いしたいと思うのであります。

さらにまた、募金の方法に関しましては、日赤の人道的な仕事への均霑のために、ある程度の募金によるところの基金というものが必要と認めますが、その募金の方法におきましては、再三委員からの質疑応答にも出ておりますように、多分に、ただいまの姿におきましては、日赤側にだけ、他の団体に許されないところの特権が与えられていゝという感じが強いのであります。こういうことは、今後長く許さるべきでないと思はれますが、ゆえに、早急にこの募金の点におきまして、民主的に、他の団体との平等な立場において、日赤側もその形においてとりはかられるよう、これは近い将来に改正されることを要するものであります。

いづれにいたしましても、この日赤の公共性と国際性にかんがみまして、私どもは、日本赤十字社の動きというもの、が世界平和のために一層貢献することを要する、またその方向に行動されんことを要する、としまして、原則として本法案に賛成いたします。

○大石委員長 以上で討論は終了いたしました。

諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正されました部分を除く残りの原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本部分も可決され、本法案は修正議決と決しました。

なお本法案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思はれますが、そのように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、さように決します。

○大石委員長 次に児童福祉法の一部を改正する法律案を閣議といたし、審査に入ります。まず松野厚生政務次官より、趣旨の説明をお願いします。

松野政務次官 児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項を削る。

第三十三條の四を第三十三條の七とし、第三十三條の三を第三十三條の六とし、第三十三條の二を第三十三條の五とし、第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する

物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができる。

児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なもの、これを売却してその代価を保管することができる。

児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかなる場合には、これをその権利者に返還しなければならぬ。

児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、一年以内に申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。

児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならぬ。

この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。

第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、

その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

第三十三條の三 児童相談所長は、一時保護を加えている間に児童が逃走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前條第三項の規定により権利者に返還しなければならぬ物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならぬ。

前條第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條の四 この法律で定めるものの外、一時保護に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸内において、又は道路その他これに準ずる場所、物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸内において、又は道路その他これに準ずる場所、物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

その他これに準ずる場所、物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行つたために、風俗営業取締法第一條第一号又は第二号に掲げる営業を営む場所に立ち入らせし行為

第三十四條第二項中「第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條」を「第四十一條から第四十四條まで」に改める。

第六十條に次の一項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一項又は第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第六十一條中「児童の資質の鑑別に従事した者」を「相談、調査及び判定に従事した者」に改める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日（以下「施行期日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについても適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正）
3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行う者及び後見人という。）」を「その保護者（親権を行う者及び後見人という。但し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童

については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。』に改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「児童福祉法」に改める。

児童福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年六月九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 譲治殿

（一）は参議院修正

児童福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行つ等これらの者の福祉増進に努める。

児童福祉司は、児童相談所長の定める担当区域により、前項の職務を行ひ、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第三十三條第三項を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

（遺留物に関する経過規定）

2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについても、適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正）

3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者（親権を行つ者及び後見人を含む。）」を「その保護者（親権を行つ者及び後見人を含む。但し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）」に改める。

第十六條第二項第二号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「児童福祉法」に改める。

（地方財政法の一部改正）

4 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條第七号中「並びに身体障害児の保護」を「身体障害児の保護、児童福祉施設並びに里親」に改める。

に改める。

○松野（朝）政府委員 ただいま提案になりまして、児童福祉法の一部を改正する法律案に上げまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、児童相談所において一時保護を加えていた児童が、児童福祉法をそのなうおそれのある物を所持しているときは、児童相談所長は当該児童の福祉のために、その児童に對して一時保護を加えている間、その物を保管することができるといたしたことでありまして、すなわち、従前は、この規定が欠けていたものであります。児童相談所が一時保護を加えた児童のうちには、犯罪行為または不良行為に際し関係する物を所持している者が多い現状でありますので、当該児童の福祉のためにこれを保管することとしたし、その物が当該児童以外の者の所有に属するときは、できるだけすみやかにその物につき返還請求権を有する者に返還することとし、その物が当該児童の所有に属するときは、一時保護を解除するときは、その物を当該児童に返還することにいたしましたのであります。なお、その物が当該児童以外の者の所有に属し、しかも、具体的にその所有者を知ることができないときは、公告をし、そのまゝ一年経過すると、その物は都道府県に帰属するとして、物の帰属関係を明らかにいたしましたのであります。またこれと関連いたしましたとして、一時保護を加えている間に、児童が逃走した場合等に遺留物があるときは、右とほぼ同様の方法によつてこれが処置をしようとするものであります。

第二点は、児童の福祉を阻害する行為として、深夜道路その他これに準ずる場所において、児童に物品の販売や、くつみがき等を業務としてさせること及びカフェ、キヤバレー等の、風紀上児童にとつて好ましくない場所などに児童を出入させて、花売りその他物品の販売を業務としてさせることを禁止したのであります。従来は、これらの行為は、労働基準法に基く労働関係のない場合には、これを禁止する規定がなく、従つて、保護者その他の大人が深夜に児童を使つて街頭労働をさせたりまたは児童をカフェ、キヤバレー等に出入させて、いわゆるいたいけなさを利用し、酔客等に対し花や菓子等を売らせて来たことが間々見受けられたのであります。それらは、児童の心身に及ぼす悪影響は、はかり知れないものがありますので、今回、児童福祉法の見地から、かかる行為をさせることを禁止しようと思ふのであります。

第三の改正点は、児童の福祉を阻害する行為の禁止規定の罰則について、新たに罰則規定を創設しようとするものであります。

以上がこの法案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことをお願い申し上げます。

○大石委員長 次に、本案は参議院において修正された議案でありますので、その修正箇所について、参考のため参議院厚生委員長梅津錦一氏より、御説明をお願いしたいと存じます。梅津参議院厚生委員長。

○梅津参議院厚生委員長 児童福祉法の一部を改正する法律案に對しまして、参議院に

おいて修正されました点につきまして、以下御説明申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律案の修正要点といたしまして、第一に、児童福祉司に関する点であります。すなわち、児童福祉法第十一條によりまして「都道府県に、児童福祉司を置く。」と相なつておりまして、その身分関係、ことに児童相談所長との関係が明確を欠いているのであります。これを児童相談所には必ず児童福祉司を置き、その身分関係も、児童相談所長に直結して、その命を受けて職務を行うこととするのであります。

第二点は、施行期日の問題であります。この法律は、公布の日から施行することに相なつておりますが、第三十四條第一項の改正規定、すなわち、児童の街頭労働の取締りは、その一般に對する周知徹底の関係から、昭和二十七年九月一日から施行することにし、附則第四項の規定、すなわち地方財政法の改正規定は、昭和二十八年四月一日から、すなわち来年度から施行することとするのであります。

第三に、地方財政法第十條第七号を改正して、児童福祉施設並びに里親に要する経費に對しても、国がその経費の全額または一部を負担することとすること、換言いたしますれば、来年度四月から児童措置費を平衡交付金より国庫補助金に切りかえることとござい

ます。以上三点が修正の要点であります。が、参議院におきましては、全会一致をもつて可決せられたことを御報告申し上げます。

なお法制上の問題に對しましては、参議院の法制局の中原課長が来てお

れますので、御質問願いたいと存じます。

○大石委員長 本案についての質疑は明日に譲りまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

◇◇◇

〔参照〕

日本赤十字社法案（青柳一郎君外十四名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所